

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年九月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

一 道路の種類 県道

二 路線名 騎西鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>まで 同市内田ヶ谷字上郷四六八番二地先</p>	<p>加須市内田ヶ谷字上郷四七二番一地 先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一〇・六八〇 一六・九九</p>	<p>八・九三〇 一四・九六</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一三七・二〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>